

令和 8 年

第 9 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和8年8月25日(火)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
令和8年8月25日(火) 14時 30分
- 2 招集場所
5階 第2委員会室
- 3 出席委員
教育長職務代理者 吉兼 法子
委 員 尾崎 環
委 員 内山 智之
委 員 木村 和宏
- 4 出席職員等 山田教育長
井上教育部長
吉本教育総務課長
古城指導室長
井上学校管理課長
木村防災食育センター長
橋本生涯学習課長
増田文化課長
加來教育総務課課長補佐兼教育政策係長
芦刈スポーツイベント係長
- 5 議題及び議事の概要
別紙
- 6 閉会 16時 39分

教 育 長

指 名 委 員

令和8年8月25日

開議 14時30分

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

定刻となりました。資料の差替えと追加がございますので確認をさせていただきます。

まず、差替えについてですが、議案第32号に追加案件がございますので、3ページ及び4ページを本日机上配付しているものと差替えていただきますよう、お願いいたします。

次に、追加資料についてですが、当日配布とさせていただいておりました、報告第21号の資料となります。

不足はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

それでは、山田教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 山田英俊君

定足数に達していますので、令和8年第9回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 山田英俊君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

なお、今回会議録の署名委員は、会議規則第17条の規定により、内山委員を指名します。内山委員、よろしくお願いします。

(内山君「はい」の声あり)

3. 教育長事務報告

○教育長 山田英俊君

それでは、まず教育長事務報告についてです。

教育長事務報告の資料をご覧ください。7月16日から8月25日までの事務と、8月26日から31日までの予定を記載しています。

7月17日、ゆくはしシーサイドハーフマラソン、第1回の実行委員会がありました。

このシーサイドハーフマラソンも10年目になりまして、月刊誌ランナーズの全国ランニング大会100撰に選出されまして、令和8年度の大会は、令和9年1月31日曜日に実施予定となっています。

それから、7月20日にグレイス・チャーチの派遣に係る保護者説明会を行いました。本年度は10名の参加を決定しています。引率が3名で、10月24日から11月3日まで、グレイス・チャーチ・スクールを訪問します。

それから、22日、子ども読書活動の推進協議会がありました。これは、第4次子ども読書活動推進計画に沿って進捗を確認したり推進するための協議会であります。

それから、25日土曜日、連歌の体験講座がございまして、この連歌講座に参加する中高生、令和7年度が35名でしたけれども、令和8年度、今年度は40名と、5人増えています。内、大変嬉しいのは、高校生7人、中学生5人が継続です。昨年と同じ子が12人参加してくれていることが、大変嬉しいと思っています。

それから、ちょっと飛ばしまして、8月6日、安川電機さんから図書の寄贈がありました。これにつきましては、行橋市の工場長がお出でいただいて、寄贈式が行われました。毎年かなりの本を寄贈していただいているので、できたらコーナーを作って、安川電機さんが寄贈してくれたということを市民にアピールするのも大事なということで、そういう話もしています。

8日は、子ども議会がございました。小学生が6人、中学生が14人、子ども議員となって一般質問が行われました。ことしの子ども議員の一般質問の内容が、調査をしたり、よく考えた、そういった内容が結構ありました。中には、中学校の教室不足を予想して、35人以下学級になった関係で、それで、どういう対応をするのか、とかですね、あるいは学区制、全国には全県一学区制があるけれども福岡はそうならないのか。あるいは部活動の地域展開が進む中で、教員が300人ほど不足しているけれども、指導者はどうなるのか。そういう質問もありました。

12日、教育委員会の外部評価が行われました。これについては、また後で報告があると思います。

20日ですね、県の市町村教育長研修会がありまして、柳川に行って来ました。全体の講師は、令和の日本型学校教育における生徒指導といって、東京理科大の八並先生という方が講演されましたが、要は授業づくりや学級経営に基づいた、そういった生徒指導が大事だということを言っているように思いました。

それから分科会は、築上町と糸田町の分科会に行ったのですが、築上町は、今度椎田小中一貫校が来年4月からできるそうで、そこで、いま町を挙げて行っている築上STEAMという教育の発表でした。糸田町は、早期アプローチ、不登校対策の話をされました。

そして、昨日、教育研究所の中間報告会がありまして、そこに参加しました。

後は予定となります。

以上が教育長事務報告になります。何か、この件について御質問等はありませんか。

○委員 吉兼法子君

予定のところですけど、26日、明日ですか、京都高校公開授業、これはどういうものでしょうか。

○教育長 山田英俊君

高校もですね開かれた高校をアピールしていらっしゃって、これは中学生もぜひ授業を見に来てもらって、ぜひ京都高校を目指してほしいと。これは一般の方もたぶんいいと思うんですけども、先だって、教育長会議の中で、県の高校教育課のほうがお見えになってですね、今は入試の定数ですね、応募数がなかなか達していない。欠員になったままの学校が結構あって、そこを、どう埋めるか。要は、私立高校を目指す生徒さんが増えて、県立高校の応募が減っているのも、そういったこともあるのかなと思いますが、授業公開するので見に来てください、と言われていました。

○委員 吉兼法子君

ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第32号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議案第32号 人事案件についてです。

こちらにつきましては、2点目の病気休職については、非公開の審議としたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、1点目の人事異動について、説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。本日差し替えをお願いしました議案第32号の資料をご覧ください。

まず、1点目の教育委員会事務局職員の人事異動について、別紙1をご覧ください。
令和8年9月1日付けの人事異動に伴う内示が、昨日、8月24日に出されました。内容につきましては、教育総務課指導室への職員補充に伴うものでありまして、右側に記載の職員が教育委員会へ出向となっております。以上です。

○教育長 山田英俊君

次に、3点目の会計年度任用職員の採用について、説明をお願いします。

防災食育センター長、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

資料4ページになります。防災食育センターの人事案件でございます。

9月1日から会計年度任用職員1名を学校給食調理員として、採用させていただくことについて提案いたします。提案は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

(2) 議案第33号 行橋市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

○教育長 山田英俊君

続いて、議案第33号 行橋市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の5ページをお願いします。

令和8年3月議会に、第3期計画の策定委員会設置条例案を上程し、可決いただいたところですが、この条例に基づき、今回、6ページに添付している11名の委員に委嘱を行うものです。委員の任期につきましては、第1回目の策定委員会を開催する予定の明日26日から令和9年3月31日までとしており、策定委員会会議の予定としては、今後、年度末までの間で、会議を全4回から5回行う予定にしております。様々な議論を行って策定してまいります。

また、本計画は、教育行政全般にかかる中心的な計画となることから、策定にあたっては、適宜、教育委員の皆様にも報告をさせていただきながら、策定してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 33 号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第 34 号 行橋市複合文化施設条例の一部を改正する条例案に対する意見について

(4) 議案第 35 号 行橋市複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(5) 議案第 36 号 令和 7 年度行橋市一般会計歳出決算の認定に対する意見について

(6) 議案第 37 号 令和 8 年度行橋市一般会計補正予算案に対する意見について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第 34 号 行橋市複合文化施設条例の一部を改正する条例案に対する意見についてですが、こちらの審議につきましては、9 月定例会に先立っての審議となりますので、非公開で進めたいと思います。

また、議案第 35 号から議案第 37 号までの議案についても同様の理由から非公開で進めたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第 34 号から議案第 37 号までの議案を非公開とさせていただきます。非公開のため、その他事項が終了した後に審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

(7) 議案第 38 号 行橋市教育職員の働き方改革取組指針（行橋市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第 38 号 行橋市教育職員の働き方改革取組指針（行橋市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の制定について、説明をお願いします。

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

それでは、行橋市教育職員の働き方改革取組指針について、概要を御説明いたします。

お手元の指針をご覧くださいながら、これまでの取組と今回の主な変更点について御説明いたします。

まず、47 ページの、1 指針について、をご覧ください。

今回の指針の大きなポイントは、これまで行橋市教育委員会が策定していた、教育職員

の働き方改革取組指針を、改正された給特法に基づく、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるということです。

ここで、今回なぜこの計画を策定することになったのか、その経緯について簡単に御説明いたします。

57ページの資料をご覧ください。これは、国が作成しております、公立学校の教育職員の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイントです。

令和7年6月に、いわゆる改正給特法が成立し、この改正により、教育職員の服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされました。また、この計画につきましては、教育職員の勤務状況を把握した上で、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備など、在校等時間の長時間化を防ぐための具体的な取組を定めるものとされています。さらに、実施計画や毎年の実施状況を公表し、総合教育会議にも報告するなど、取組のさらなる改善につなげるものとされています。

この改正を受けまして、福岡県教育委員会では、これまでの教育職員の働き方改革取組指針を、この業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるかたちで改定しています。行橋市教育委員会においても、この県の取組を踏まえ、これまでの指針を見直し、今回の指針を実施計画に位置付けるものです。

したがって、今回の改定は、これまで行橋市が進めてきた働き方改革を一から作り直すものではなく、これまでの取組を基本的に引き継ぎながら、改正給特法に対応して、法定の計画として整理し直したものとなります。

では続いて、47ページに戻っていただきまして、(2) 本指針の趣旨・目的、をご覧ください。

ここには、今回の指針が目指すところを記載しています。これまで行橋市では、定時退庁日の設定、学校閉庁時刻の設定、学校のICT化、部活動指導員の配置など、様々な働き方改革に取り組んできました。

その結果、小・中学校全体として時間外在校等時間は減少傾向にあります。特に小学校につきましては、時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とする目標を、直近3年間では実現しています。

一方で、中学校につきましては、年360時間以内という目標を実現できておらず、月45時間以内についても、一部実現できていない月がある状況です。

こうした現状を踏まえ、今回の指針では、① 教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くこと。そして、② 教育職員が子どもや自分と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的と

しています。

次に、49ページの、2 目標をご覧ください。ここが、今回の指針における数値目標を示している部分です。

時間外在校等時間につきましては、教育職員個人について、月45時間以内、年360時間以内としています。これは、今回新たに設定した上限ではなく、これまでの取組においても設定してきたものです。国の指針でも、1カ月45時間以内、1年間360時間以内という上限時間は示されています。

続けて、50ページをご覧ください。先程の上限を設定した上で、今回、令和11年度までに、教育職員の1カ月当たりの時間外在校等時間の年間平均を、30時間程度とする目標を設定しています。また、長時間勤務の削減だけではなく、ワーク・ライフ・バランスや働きがいという観点から、年次休暇取得日数を年間平均18日以上とする目標も設定しています。そして、目標を掲げるだけではなく、どのように進捗を確認するかについても、このページに記載しています。

そのページの（4）目標に対する検証について、をご覧ください。

各学校では、毎月、勤務時間管理システムで時間外在校等時間を確認し、時間外在校等時間の多い教育職員への面談等を行います。その勤務データを教育委員会にも提出し、教育委員会でも各学校の状況を確認し、進捗を管理します。また、必要に応じて、教育委員会が学校に対して聞き取りや指導等を行うこともあります。

なお、今回の指針の対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間としています。これは、国の指針において令和11年度までの教育職員の時間外在校等時間削減目標が掲げられていることを踏まえたものです。

続いて、51ページの、4 具体的な取組について、をご覧ください。

具体的な取組につきましては、1つ目が、教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保。2つ目が、業務改善の推進。3つ目が、部活動の負担軽減。4つ目が、教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等。という4つの観点に整理し、20の取組を実施することとしています。

これまでの行橋市の指針では6つの観点で整理していましたが、今回は、健康・福祉の確保という視点を明確にするとともに、これまでの取組を整理し直して、4つの大きな柱を県に倣ってまとめています。

それでは、続けて、51、52ページの（1）教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保、をご覧ください。

ここでは、教育職員のタイムマネジメントに対する意識改革や、ストレスチェック、高ストレス者への面談、勤務間インターバル制度の周知など、教育職員の健康を確保するための取組を示しています。また、学校閉庁日の設定や年次休暇の取得促進など、休

暇を取得しやすい職場環境づくりについても記載しています。

このあたりは、これまで行橋市が取り組んできた内容を引き継ぎながら、健康及び福祉の確保という観点をより明確にして整理し直したものです。

次に、53ページの(2)業務改善の推進、をご覧ください。

ここでは、業務の効率化、授業準備等の支援、学校のICT化などについて記載しています。例えば、教材の共用、ロイロノート等の共有フォルダを活用した教材・指導案等の情報共有、統合型校務支援システムや連絡アプリ、ICT支援員などの活用を進めることとしています。

これらにつきましては、これまでの指針でも取り組んできたものですが、今回の指針では、引き続き業務改善の重要な取組として位置付けています。

続いて、54ページの(3)部活動の負担軽減、をご覧ください。

部活動につきましては、行橋市部活動の在り方に関する方針に基づき、部活動休養日を設定します。具体的には、学期中は週当たり2日以上休養日を設け、部活動の時間については、原則として平日2時間程度、休日3時間程度としています。また、教育職員の負担軽減のため、単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置することとしています。

次に、54、55ページの(4)教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等、をご覧ください。

ここでは、教育職員が本来担うべき業務に専念できるよう、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携などを進めることとしています。

具体的には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育アドバイザーなどの専門スタッフの活用、スクールロイヤーの活用、学校事務職員の学校運営への参画、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などを示しています。

このような取組を通して、いわゆるチーム学校として課題解決に取り組む体制を整え、教育職員が子どもや自分と向き合う時間を確保することを目指しています。

最後に、今回の指針の中でも重要な部分になります、56ページの業務量管理・健康確保措置実施計画に係る3分類整理表をご覧ください。これが、今回の改正給特法を踏まえて、新たに位置付けた部分です。

この表についての説明の前に、ここで一度、58ページの資料をご覧ください。これは、国が作成しております、学校と教師の業務の3分類です。

このように、国では、現在の学校や教師を取り巻く状況、教師の負担や働きがいなどを踏まえ、学校と教師の業務を3つに分類しています。

1つ目が、学校以外が担うべき業務。2つ目が、教師以外が積極的に参画すべき業務。3つ目が、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務です。

これは、単に、学校でやらなくてよい業務を決めるものではなく、教師の負担を軽減し、教師が本来担うべき業務により集中できるよう、誰が、どの業務を担うことが適切なのか、を見直すための考え方です。

それでは、56ページにお戻りください。

この行橋市の3分類整理表をご覧くださいますと、学校以外が担うべき業務としましては、登下校時の見守り活動、学校徴収金、地域学校協働活動、過剰な苦情や不当な要求への対応などについて整理しています。例えば、学校徴収金につきましては、現在、集金業務支援サービスの導入によるキャッシュレス化を検討しております。

次に、教師以外が積極的に参画すべき業務としましては、調査・統計等への回答、ICT機器・ネットワーク設備の管理、施設・設備の管理、校内清掃、部活動などについて整理しています。例えば、ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理につきましては、今後も、ICT支援員の継続的な配置に努めてまいります。

そして、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務としましては、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事、進路指導の準備、支援が必要な児童生徒・家庭への対応などについて整理しています。例えば、学校評価や成績処理につきましては、デジタル採点システムの導入について検討してまいります。

一方で、例えば、給食の時間における対応や進路指導の準備等につきましては、現時点では今後検討としているものもあります。つまり、この3分類につきましては、今回の計画ですべてを直ちに変更するということではなく、地域や学校の実情を踏まえ、優先順位を付けながら、学校と教師の業務の役割分担を見直していくというものです。

国の資料でも、服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、地域の実情に応じた運用に努めること、とされています。

行橋市におきましても、この3分類を今回の実施計画に位置付けることで、教育職員が担っている業務について、本当に教師が担うべき業務なのか、他の職種や地域等が担うことができないか、教師が担うとしても、どのように負担を軽減できるか、という視点から、今後の業務改善につなげていきたいと考えています。

以上が、今回の指針の概要です。

最後に、繰り返しにはなりますが、教育職員の働き方改革は、単に勤務時間を短くすることが目的ではなく、教育職員が心身ともに健康な状態で教育活動に取り組み、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することで、学校教育の質を維持・向上させることが重要であると考えています。本指針に基づき、教育委員会と学校が連携しながら、実効性のある働き方改革を進めてまいります。以上で説明を終わります。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

49 ページに、米印が真ん中辺りにあると思いますが、在校時間の中に、一番下の線を引いている所、以下①②を加え、③④を除いた時間を在校等時間とする。だから①ですと、加える時間が校外において職務としている時間ですね。それから引率、これはいいと思うんですが、②在宅勤務の時間、これを在校等時間に加える、というふうになると、在宅で、こういうふうな研修をしました、勤務をしました、と口頭自己申告をするのか。

私が危惧しているのは、もう10年以上前になると思いますが、高校で週に1日ですか、そういう在宅勤務の時間というのがあって、高校の先生が週1、休めていたんですね。ですが、その時に買い物に行ったりとか、研修と言いながら研修はしていなくて他の所にいたという事実があって、それが問題になって、いま高校は、それがなくなったと思うのですが、この在宅勤務の時間というのは、どんなふうに捉えられているのか、質問したいと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室長、お願いします。

○指導室長 古城敬三君

在宅勤務とありますが、現在、在宅勤務は長期休業中のみ、というふうになっております。しかも、する場合は、事前に計画を出して、所属長の承認がないとできません。

また、在宅勤務は家での出勤、もちろん仕事ですので、職務専念義務がありますので、それを怠らないようにということは、委員会も、長期休業中の前、夏休み前には文書を出して、校長会で毎年確認をして、必ず周知徹底するようにしています。

そして、研修等、在宅勤務が終わった後も、どんなことをしたのか、成果物となるものを出すようにしていますので、安易に1日取るということはありません。

どうしても在宅勤務のほうがいいという方が取りますし、規定の中では、必ず週1回は在宅から出勤するようになっていますが、在宅勤務をされる方は、限りなく少ないのが現状だと認識しております。以上です。

○委員 尾崎環君

分かりました。

○教育長 山田英俊君

他にありませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

それともう一ついいですか。51 ページなのですが、具体的な取組についての4つの

観点があります。これ、とてもいいことだと思うのですが、小学校の場合、1年生から6年生、授業時間数が1週間のうちに、すごく違いますよね。6年生とかは、火曜日だけが5時間で後は皆6時間、しかも担任をしている場合は、音楽や体育、全ての教科をするので、子どもたちとさようならするのは4時半とかになってしまって、丸付けの時間とかがないですね。

福岡県の場合は、教科担任制とかはないのですが、神奈川県などは、もう何十年も前から、図工や音楽、体育と、教科担任制のところがあって、それを福岡県教育委員会の方に質問すると、同和教育推進教員がいて、そこら辺が加配としてあがっているんで、そういう教科担任に渡すお給料というか、余裕がありません、という答えをいただいたんですが、今後、学年で教科時間数が違ってくということと、いま理科専科の先生などは配置してくださっているんで、とても良くなったなと思うのですが、そこら辺は、学年別の時間数というのは考えられていますでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

今の御質問は、低学年、高学年の担任の授業持ちコマ数の平準化、特に高学年の担任の負担軽減ということの御質問だと思います。

実際ですね、昨年度から今年度にかけて、指導方法工夫改善の加配の枠は、実は増えております。それは従来の研究指定ということで、担任等に緩和して使っていいですよという指導方法工夫の枠から教科担任制、もっと言えば高学年で使ってくださいよ、中学年の教科担任制に使ってくださいよと、もう枠が決められて増えています。

ですので、県としても加配を増やす、そしてその加配は、きちんと教科担任制を推進していくということによって、先ほどありました教員間の授業持ちコマ数の平準化とか、高学年の負担軽減とかにつなげています。加配として増えた学校もありますし、増えていない学校も、学校の中で、限られた人材ではございますが、その中で高学年が持ちコマ数が多いということにならないように、担任以外の教員も可能な範囲で組み込みをして、負担軽減のために、それぞれ自分の学校の実態に応じて工夫している現状があります。

○委員 尾崎環君

分かりました。

○教育長 山田英俊君

同和教育推進教員というのは、いつごろの話ですか。

○委員 尾崎環君

私がまだ現役でいたころなので、15年くらい前に、県の方と話すことがあって、や

っぱり神奈川県にいる友達とかは、もう最初から空き時間数があるわけですね。だから6時間あったとしても、空き時間があれば、体育や音楽の時間に、もう投げ渡して、その間に丸付けができる。福岡県の場合は、朝から晩までずっと付きっぱなしで、丸付けする時間というのが、さよならした後じゃないと、ないじゃないですか。そういう加配教員の活用というのは考えていないんですか、ということ。

○教育長 山田英俊君

事例が20年前の事例なので、ちょっとそこは現実とですね。

○委員 尾崎環君

そうですね。感覚的には、ちょっとおかしいんですけど、やっぱり8パーセントの特学に対しては付くじゃないですか。だけど高学年で40何人持っていても、そういうものはないし、やはりテストの中身も高学年になると難しいものがあって、記述式とかも結構採点に時間がかかりますよね。

行橋市の場合は2学期制なので、2回、評定をすればいいのですが、他の3学期制のところは、3回しないといけないところもあるし、負担軽減はずっと言われてはいるのですが、そこら辺の方向性というか、福岡県独自の方向性が、話し合いをする時とかに、よその県のことも見倣ってほしいというか。

○教育長 山田英俊君

そこについては、県の教育長協議会でも県に要望をしていますので。

○委員 尾崎環君

お願いします。以上です。

○教育長 山田英俊君

他に何かありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

この働き方改革というのは、大事なことだと思うのですが、室長が一番最後におっしゃったことが、とても大事だと思います。教師の働き甲斐を確保しながら、子どもたちにより良い教育を行う、ということが目的なので、その目的を見失わないようにしないといけない。そのことを学校に徹底指導しないといけないと思います。

その上でお聞きしたいのは、52ページの健康管理の実施のところの勤務間インターバル制度なのですが、インターバル時間というのは、大体何時間を設定していますか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

すみません。ここに書いていないですが、県からくるのは11時間となっています。

○委員 吉兼法子君

続けていいですか。

○教育長 山田英俊君

はい、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

学校閉庁時刻の設定ということで、１８時から１９時で、学校が設定するように指導するということで、現状は、いま大体どれくらいなのでしょう。閉庁時間、学校閉庁時刻です。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

５２ページの７番に書いているのですが、１８時から１９時ということで、各学校が設定しております。これをわざと一律にしていないのは、特に中学校は部活等がございますので１８時では早すぎる、かといってそれ以上上げると、働き方改革が進みませんので、バランスをとって、ほとんどの学校が、小学校の場合は１８時、中学校の場合は１９時という設定が多いです。これについてはリーフレットを保護者にも配布して、働き方改革の目的、それから、このように取り組んでいるということで、御理解、御協力の依頼を毎年行っております。

○委員 吉兼法子君

これはもう既にいま設定している時刻なんですね。

○指導室長 古城敬三君

はい。

○委員 吉兼法子君

はい、分かりました。

○教育長 山田英俊君

他に何かございませんか。

木村委員、どうぞ。

○委員 木村和宏君

すみません、４７ページ（２）趣旨目的の所で、真ん中より下の辺りで、小学校においては目標達成、中学校においては、まだ実現できていない、ということを書かれているんですけど、具体的にどのくらいの現在値になっているのかというのを、教えていただきたいと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

これは、あくまでも平均でございますので、個人的には多い先生、少ない先生は、もっと少ない先生がおります。

それで、小学校については年平均30時間を割っています。これはここ数年は改善傾向が続いていまして、小学校はもう25時間程度くらいに、全体をならしたときには収まっています。もちろん4月や年度末の3月の繁忙期は増えますが、逆に長期休暇中の7、8、12月等は、ぐっと減りますので、ならしたときは、小学校は25時間程度が平均となっています。

中学校については、やはり40時間くらいになりますが、これはどうしても部活動がありますので、今後地域展開が進んでいって、教職員の関わり方が変わってくることによって随分改善されて、中学校も目標に少しずつ近づいていくのではないかと考えています。

○教育長 山田英俊君

よろしいですか。

○委員 木村和宏君

ちょっと追加で確認させていただきたいのがあって、いま現状の勤務時間が、何に一番時間がかかっているとか、その時間に関する分析、そういうのをされたうえでの56ページの具体的な取組内容があるのですが、例えばICTに時間がかかっているのか、その辺の改善をしたら、先生方のかかっている時間に対しての取組内容とリンクしているのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

正直申しまして、各先生によって時間を割くのが、かなり違ってくることがあります。

初任者のキャリアが少ない方は、授業準備に時間がかかりますし、当然、生徒指導とか子どもに関すること、それから保護者の対応なども入ってくると思います。

中には、これは経験が長い、短いは関係なく、保護者からの過度という言葉は適切かわかりませんが、ちょっと強い要望というか、そういうこともあれば、やはり時間や労力が割かれるということもあります。

あるいはICT等タブレットは効果的な面もあるのですが、慣れない先生にとっては、それについての時間を割く場合もあります。成績処理なども慣れない、初めての先生は時間がかかると思いますし、中学校で言えば部活動があります。時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とありますが、やはり試合の直前などはプラスアルファがあったりと、個人によって違うようです。全体を見ていくと、先ほど国が出している分類に

分けられているように、やはり行橋市の先生方も、こういう内容で大きく時間が割かれているだろうということで分類をして、できる範囲で、教育委員会、学校、あるいは両方で取り組むということで分類確認をしております。

○委員 木村和宏君

それで各個人個人の先生に対してのアプローチが全体に難しいので、ある程度分類を決めて取組内容を決められている、という中身でよろしいでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

はい。その通りでございます。

あと教育委員会としては大きな枠組みを作り、学校の管理職になると、管理職がそれぞれの職員の実際の様子、仕事の様子とか日常のメンタル面を含めて当然見ているわけですから、それによって声掛けをしたり、仕事の平準化を図るなどの面も考えたりと、それぞれしているところでございます。

○教育長 山田英俊君

よろしいですか。

○委員 木村和宏君

はい。ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

一応、毎月の勤務時間のデータが教育委員会に届いていますので、もしよろしければご覧になっていただければと思います。

○委員 木村和宏君

はい。よろしくお願いします。

○教育長 山田英俊君

他に何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第38号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第17号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、ここから報告事項に入ります。

まず、報告第17号の人事案件についてとなります。

こちらにつきましては、1点目の病気休職については、非公開で報告を受けたいと思います。

それでは、2点目の会計年度任用職員の採用について、説明をお願いします。

指導室、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

それでは、人事案件について説明します。60ページをご覧ください。

指導係事務補助を行う会計年度任用職員の雇用期間を、8月1日から8月31日まで延長するものです。説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。

この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

8月31日ですから、もうちょっとですね。

先ほどこっちと報告がありましたように、人事異動も9月1日にありますので、そのことも御理解いただければと思います。

(2) 報告第18号 行橋市文化振興公社の経営状況について

(3) 報告第19号 私債権の放棄の報告(児童クラブ負担金等)について

(4) 報告第20号 私債権の放棄の報告(学校給食費)について

○教育長 山田英俊君

次に、報告第18号の行橋市文化振興公社の経営状況についてとなりますが、9月定例会に先立っての審議となることから非公開とさせていただきます。また、報告第19号及び報告第20号につきましても、同様の理由から非公開といたします。

(5) 報告第21号 令和8年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告について

○教育長 山田英俊君

次に、報告第21号 令和8年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告について、説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。本日お配りいたしました別冊子となっております、点検及び評価報告書をご覧ください。

これは、7月15日の教育委員会で承認いただきました教育委員会としての自己評価に対しまして、8月12日に開催いたしました外部評価委員会においていただきました、意見や指摘等を追記したものでございます。この評価報告書は、今後、議会に提出するとともに、ホームページにて公表する予定としています。

外部評価委員会では、教育委員会会議と同様に、この資料の11ページ以降の重点取組ごとに担当課から説明を行い、意見や指摘等があった場合に、教育委員会会議での説明の際には空欄としておりました、(4) 外部評価委員意見、の欄に朱書きで記載をしております。なお、公表に際しては朱書き部分は黒文字に変更いたします。また、外部評価委員の意見が教育委員会の自己評価と同様であり、委員から特に意見等がでなかった重点取組については、自己点検・評価が妥当である、ということで、報告書55ページに表記しております。よって、本日の説明では、外部評価委員から御意見・御指摘のあった項目・内容についてのみ、御説明いたします。

まず、13ページをお願いします。

重点取組1-1 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの整備についてです。外部評価委員からは、行橋市架け橋期カリキュラムガイドラインを作成し、それを改善することだが、保・幼・少の円滑な接続に寄与する成果物になることを期待している。という御意見をいただきました。

次に、15ページをお願いします。

重点取組2-1 確かな学力の定着についてです。委員からは、KPIを授業改善に直結した内容に見直した点は大変良い。KGIの実績値を各学校の教職員が受け止めて、授業改善につなげるフィードバックをすることが大切になってくる。学力向上に成果の見た学校の組織体制や授業そのものを市内で共有化し、前向きな行動変化を促すフィードバックをすすめてもらいたい。との御意見をいただきました。

次に、16ページをお願いします。

重点取組2-2 食を通じて子どもを育てる学校給食事業についてです。ここでは、委員から、防災危機管理室とのコラボ親子料理教室は、食育と災害時の対応力育成につながる意義のある取り組みだと感じるので、引き続き取り組みをすすめてもらいたい。との御意見をいただきました。

次に、19ページをお願いします。

重点取組3-1 グローバル教育の充実についてです。中学生夏休み英語体験学習とグレイス・チャーチ・スクールへの派遣の両方に参加した生徒の体験や感想を連絡アプリ等で紹介することで、体験活動と海外体験の相互の有用性を後輩の生徒や保護者に直接届けられる手立てになるのではないかと。との御意見をいただいております。

続いて、21ページをお願いします。

重点取組 3－2 小・中学校における I C T 教育の推進についてです。ここでは K P I において、学力向上と I C T 活用の相関関係が右肩下がりの状況であるが、I C T の利便性や効率性は実感しているものの、学力向上には授業づくりが大切であることが再認識されているのではないかと感じる。学力向上を目指すためには、まずは授業改善が必要であり、その中で I C T 機器を道具として効果的に活用していくことを周知してもらいたい。I C T 機器の活用が効果的な分野とそうでない分野での使い分けが整理されていくと良いのではないかと感じます。との御意見をいただいております。

重点取組 4 については、御意見等がありませんでした。

次に、25 ページをお願いします。

重点取組 5－1 教育研究・教職員研修の充実についてです。ここでは、K G I の教師の信頼度が高いのは、各学校の校務分掌が機能しているからではないかと思う。校務分掌にかかる教職員研修が適切に行われている結果ではないか。との御意見をいただいております。

次に、26 ページをお願いします。

重点取組 6－1 安全かつ快適な教育環境づくりについてです。ここでは、学校の環境整備が迅速・計画的に実施されていることが分かる。特に体育館への空調設備導入については、児童生徒はもちろんのこと、市民の安全確保にもつながるので円滑に導入をすすめてもらいたい。との御意見をいただきました。

続いて、29 ページをお願いします。

重点取組 7－1 学校運営協議会の推進についてです。ここでは、保護者の認知率は目標には届かなかったが右肩上がりに推移してきており、取り組みの効果が順調にでている。ホームページで会議や研修の写真は掲載されているが、地域学校協働活動の様子は掲載されていないので、地域学校協働活動の子どもとのふれあいについても写真を掲載すると、具体的な活動場面が保護者や市民にも伝わりやすくなるのではないかと感じます。との御意見をいただきました。

重点取組 8 と 9 については、御意見等がありませんでした。

次に、35 ページをお願いします。

重点取組 10－2 児童クラブ運営の充実についてです。ここでは、年度当初に子どもを預けることができない家庭の困り感は非常に大きい。待機児童が発生した要因も分析しているようなので、しっかりとした対策を講じてもらいたい。との御意見をいただきました。

次に、37 ページをお願いします。

重点取組 11－1 伝統文化の継承及び普及・振興についてです。連歌は行橋市の伝統文化の一つなので、郷土学習の一環として学校現場で取り入れると特色ある教育につな

がるのではないかと。との御意見をいただきました。

重点取組１２については、御意見等がありませんでした。

続いて、４１ページをお願いします。

重点取組１３－１ 文化財拠点施設の活用推進についてです。アンケートの対象者が既に文化財施設を訪れている人となるため、実際の市民の認知度と乖離してしまっているのではないかと。一般市民のその視点もあるとよいが難しいことだとは思っているので、アンケート対象を児童生徒に絞るという方法もあるのではないかと。との御意見をいただいております。

重点取組１４、１５、１６、１７については、御意見等がありませんでした。

最後に、５５ページをお願いします。

点検・評価全体に対する御意見です。評価方法の精緻化、内容の細分化がなされ、充実した報告書となっている。全体的には実績値が向上しているものが多く、行橋市の教育行政に携わっている方の努力が実っていると感じる。

課題としては、小中学校における学力の底上げやＩＣＴ教育のさらなる進展であるので、学校教育現場と連携した取り組みを期待する。また、課題解決のためには、学校教職員の意欲やゆとりが必要となるため、学校の働き方改革に関することを重点取組とすることも検討してもらいたい。と、評価していただくとともに、学校の現状を踏まえての今後の課題と解決に向けたアドバイスなどをいただいたところです。

今回の外部評価におきましても、例年同様に、各重点取組の課題に対する具体的な対応などについて、御意見、御指摘をいただいておりますので、各課の今後の取り組みにあたっては、いただいた御意見等を踏まえ、検討、改善を図っていきたいと考えております。また、今年度は、第３期の教育振興基本計画を策定する予定となっておりますので、今回の評価を含めまして、これまでの評価も参考としながら、計画内容の検討を行っていきたいと思っております。報告は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

意見というわけではないのですが、適切な外部評価の委員の方の御意見をいただいて、ありがたいと思っています。

特に、重点取組３－２のＩＣＴ教育の推進については、本当に具体的に、率直な、適切な御意見をいただいて、まさにこの通りだと思っていますので、ぜひこれを大事にして振興計画を作っていただきたいと思っています。以上です。

○教育長 山田英俊君

他は、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

6. その他

○教育長 山田英俊君

次に、その他事項に入りますが、何かありますか。

生涯学習課長、どうぞ。

○生涯学習課長 橋本明君

生涯学習課、橋本です。皆さんのお手元に「ゆくはしの公民館」という冊子をお配りさせていただいております。これにつきましては毎年作成しておりまして、中央公民館と各校区公民館の令和7年度の1年間の活動したものと、令和8年度の事業の計画というかたちになっておりますので、ぜひお時間があるときにご覧いただければと思います。

よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 山田英俊君

それでは次に、次回開催日について、説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

次回開催は、日時は9月29日火曜日、10時00分から、場所はここ第2委員会室でいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○教育長 山田英俊君

では、次回開催日は、9月29日火曜日、10時からで、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは非公開となりますが、10分間、休憩をとりたいと思います。

休憩 15時29分

再開 15時40分

=====非公開=====

※議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号及び議案第37号について、承認。

7. 閉会

○教育長 山田英俊君

これをもちまして、第9回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 16時39分